

# 平成27・28年度 建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準

公共工事のうち発注件数や発注高が大きい特定の5業種(土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、ほ装工事業)については、建設業者の施工能力等に応じた発注を行うため、総合評点の結果に基づき以下のとおり等級格付を行います。

## 1 等級区分

業種	等級区分
土木工事業	特A、A、B、C、D (5等級)
建築工事業	特A、A、B、C、D (5等級)
電気工事業	A、B、C (3等級)
管工事業	A、B、C (3等級)
ほ装工事業	A、B (2等級)

## 2 等級格付の方法

3の経営事項審査の総合評定値に4の県独自評点(=発注者別評価点)を加えた総合評点の上位から格付けしていきます。

なお、総合評点による等級格付は、格付業種ごとに総合評点の分布、各等級の構成比、指名の状況及び発注工事量等を勘案した上で決定します。

※等級格付は、県内に主たる営業所を有する県内業者で、上記1の5業種について行っており、県外業者は資格の登録のみを行っています。

## 3 経営事項審査総合評定値 (審査基準日：平成25年7月1日～平成26年6月30日)

建設業法に基づくもので、業者の経営規模、技術力、経営状況等を審査する企業評価制度であり、全国統一の評価基準により行われるものです。

## 4 県独自評点(=発注者別評価点)

今回採用された県独自評価の新基準は、次のとおりです。

### (1) 工事成績(平均点)

工事成績の評点(平均点)	55点未満	55点以上60点未満	60点以上65点未満	65点以上70点未満	70点以上75点未満	75点以上80点未満	80点以上85点未満	85点以上90点未満	90点以上
付加点数	-25点	-20点	-15点	0点	+20点	+30点	+40点	+50点	+60点

※ 土木建築部及び農林水産部、企業局、教育庁の発注工事で、平成24・25年度に完成した土木・建築一式工事、電気・管・ほ装工事の成績を、工種ごとに評価します。

### (2) 技術者数

業種	技術者	付加点数	備考
土木工事業	1級技術者	1人につき +3点	
	2級技術者	1人につき +1点	
	技術士 (上記技術者と重複可)	1人につき +3点	建設部門、農業部門、林業部門、水産部門に限ります
建築工事業	1級技術者	1人につき +3点	
	2級技術者	1人につき +1点	
	積算士 (上記技術者と重複可)	1人につき +3点	
電気・管・ほ装工事業	1級技術者	1人につき +3点	
	2級技術者	1人につき +1点	

※ 平成26年7月1日以前に雇用された者で、同年12月1日現在の技術者数とします。

### (3) 雇用の規模

平成26年7月1日現在における健康保険・厚生年金保険等の被保険者数  
被保険者 1人につき +1点(但し50点を上限とします。)

**(4) 新卒者雇用**

中学、高校、短大、大学、高専又は専門学校の新卒者（平成25年及び26年に卒業した者）を、平成26年12月1日までに雇用した場合 +5点

**(5) 障害者雇用（平成26年6月1日現在の雇用状況）**

法定雇用の義務の有無	雇用の状況	付加点数
法定雇用義務がある場合	雇用義務達成	+5点
	法定数以上に雇用	+5点/人（法定数を超える分）
	雇用義務未達成	-5点
法定雇用義務がない場合	雇用している	+5点/人

**(6) 表彰**

表彰区分	付与点数	備考
土木建築部優良建設業者表彰 知事表彰 部長表彰 土木事務所長表彰	各+20点 各+10点 各+5点	知事表彰及び部長表彰は平成25・26年度において、土木事務所長表彰は平成26年度において表彰された工事。同一業種の重複は不可。
農林水産部優良建設業者表彰 知事表彰 部長表彰	各+20点 各+10点	平成25・26年度において表彰された工事。同一業種の重複は不可。
雇用改善大臣表彰 国土交通省指定統計調査大臣表彰 安全衛生大臣表彰	各+8点	平成24年度から平成25年度までに企業を対象とした表彰に限ります。
雇用改善知事表彰 安全衛生局長表彰	各+5点	

**(7) 建設業退職金共済制度履行状況**

手帳更新率	付与点数
手帳更新率=決算期間内の手帳更新数÷更新対象者数 ※更新対象者とは、決算期末現在の常勤被共済者をいう。ただし、決算期内に新規手帳を交付した者、既存手帳所持者を新規採用した場合を除く。	70%～99% +3点
	100% +5点

※ 経営事項審査の基準日と同時期の履行状況、建設業退職金事業共済事業沖縄県支部による。

**(8) マネジメントシステムの認証取得**

マネジメントシステムの認証取得	付与点数
ISO 9001の認証取得	+13点
ISO 14001の認証取得	+13点
エコアクション21の認証取得	+5点

※ 取得業者で、平成26年12月1日現在において登録されていること。

※ 登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除きます。

※ ISO 14001とエコアクション21の重複加算は不可。

**(9) 建設業法違反等**

建設業法違反等	期間	付与点数	
指名停止措置	1か月未満	回数×(-20点)	
	1か月以上6か月未満	回数×(-30点)	
	6か月以上	回数×(-40点)	
監督処分	指示処分	回数×(-20点)	
	営業停止	1か月未満	回数×(-30点)
		1か月以上6か月未満	回数×(-40点)
		6か月以上	回数×(-50点)
	許可の取消処分 (一部業種に係る)		回数×(-60点)

※ 対象期間：過去2年間（平成24・25年度）。但し、同一事案で指名停止及び監督処分が併せて行われた場合は、大きい方の点数により減点します。また、処分期間が年度をまたがる場合は、処分の発生年度を評価対象とします。

#### (10) 社会貢献等

下表の評価項目について、いずれかの建設業団体に加入しているとき、加算対象工種の欄に掲げる業種に対して活動年数に応じて加点します。

評価項目	加入団体	加算対象工種	点数（活動年数）
1. 労働安全対策	(一社) 沖縄県建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	1年加入につき、1点付与する。 但し、上限は35点とする。
2. 技術研修等参加状況	(一社) 沖縄県電気管工事業協会	電気工事 管工事	同上
3. 地域貢献活動	(一社) 沖縄県中小建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	同上
	(一社) 沖縄県舗装業協会	ほ装工事	同上

※ 団体への加入は、平成26年12月1日時点において在籍し、満1年以上加入していることを条件とします。

※ 複数の団体に加入している場合には、点数の高い方で評価します。

※ 過去において途中脱退があった場合には、その期間は団体活動年数の通算から除きます。

#### (11) 不当要求防止責任者の配置

暴力団等からの不当な要求に適切に対応するため、平成26年12月1日までに不当要求防止責任者を配置した場合 +2点

#### (12) 協力雇用主の登録

保護観察対象者等の再犯防止・社会復帰支援のため、平成26年12月1日までに協力雇用主の登録を行った場合 +2点

### 5 等級格付の条件

総合評点の順位に関わらず、等級格付けについては次の条件を設定します。なお、1級技術者は平成26年12月1日現在において在籍する者とし、同年7月1日以前に雇用されたことを要件としないこと、また、土木・建築工事業の1級技術者とは建設業法等にいう技術者で、1級相当の大臣認定者を除くこととします。

- (1) 土木工事業及び建築工事業の特A、A等級については、特定建設許可業者であること。
- (2) 土木工事業の特Aは、1級技術者8名以上、Aは3名以上を有していること。  
(技術士は1級技術者に含めるが、同一人が重複して資格を保有している場合は1人とする。)
- (3) 建築工事業の特Aは、1級技術者5名以上、Aは2名以上を有していること。
- (4) 電気・管・ほ装工事業のAは、1級技術者2名以上を有していること。
- (5) 新規登録者は、総合評点による等級より1等級下位に位置づける。
- (6) 昇級は1等級上位を原則とするが、3等級以上の総合評点を有する場合のみ2等級上位に格付ける。
- (7) 降格は1等級下位を原則とするが、総合評点の2割を付与しても1等級下位の点数に満たない場合はその限りでない。

### 6 申請の受付（2年毎の定期受付）

#### (1) 申請の要件

- ア 建設業許可を受けていること。
- イ 不正行為・契約不履行等の事実から1年以上を経過していること。
- ウ 有効な経営事項審査を受けていること。
- エ 営業を開始して1年以上であること。

オ 年間平均で完工高があること。

ただし、格付業種については、年間平均完工高が500万円以上あること。

カ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

キ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。

※ 社会保険・雇用保険・建設業退職金共済制度・建設業労働災害防止協会に加入していること。

**(2) 申請受付期間及び受付場所** 別紙のとおり。

### **(3) 申請の方法**

県では、データ申請（USB メモリを活用した申請）を導入しています。今回の申請においても、申請者の負担軽減、行政事務の効率化等の観点から、引き続き、データ申請を実施しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

具体的なデータ申請の要領・手順については、県土木建築部土木総務課のホームページにてご確認ください。（10月下旬掲載予定）

なお、郵送での受付は認めていませんので、申請内容について答えられる方にご持参させていただきます。

### **(4) 追加申請の受付**

定期受付時にやむをえない事情により申請できなかった者の追加の資格審査申請については、平成27年度中に2回、別途期間を定めて実施します。

## **7 特例措置の適用申請**

官公需適格組合、経常建設共同企業体、合併等の企業再編に対する特例措置の適用申請については、別に定めます。

## **8 その他の留意事項**

入札参加資格申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、資格の登録を行わないことあるいは資格の登録を取り消すことがあります。

- (1) 入札参加資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかったとき。
- (2) 審査のための実態調査に応じないとき。
- (3) 警察からの通報等により、暴力団関係業者であると認められたとき。
- (4) 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。

別紙

入札参加資格審査の申請受付

区分	申請期間	受付場所	申請要領入手方法
工 事	県内 平成 26 年 12 月 1 日(月) ～ 12 月 12 日(金)	1.知事許可業者 <b>所轄の土木事務所 (庶務班または総務用地班)</b>  2.大臣許可業者 <b>県庁土木総務課</b>	沖縄県土木総務課ホームページ からダウンロードする。
	県外 平成 27 年 1 月 13 日(火) ～ 1 月 23 日(金)	<b>県庁土木総務課</b>	
コ ン サ ル ( 測 量 ・ 調 査 等 )	県内 平成 26 年 12 月 1 日(月) ～ 12 月 12 日(金)	1.本島・周辺離島に営業所が ある者 <b>県庁土木総務課</b>	沖縄県土木総務課ホームページ からダウンロードする。
	県内 平成 27 年 1 月 13 日(火) ～ 1 月 23 日(金)	2.宮古地区に営業所のある者 <b>宮古土木事務所 総務用地班</b>  3.八重山地区に営業所のある者 <b>八重山土木事務所 総務用地班</b>	
	県外 平成 27 年 1 月 13 日(火) ～ 1 月 23 日(金)	<b>県庁土木総務課</b>	
経常 JV 特例	別に定める (平成 27 年度の追加受付 時を予定)	<b>県庁土木総務課</b>	別に定める
官公需 特例	平成 26 年 12 月 1 日(月) ～ 12 月 12 日(金)	<b>県庁土木総務課</b>	別に定める
合併等 特例	別に定める	<b>県庁土木総務課</b>	別に定める

## 説明会日程

### 北部地区

会場：ホテルゆがふいんおきなわ「あけみおの間」  
名護市字宮里453-1 TEL0980-53-0031  
日時：平成26年8月26日（火） 14:00～16:00

### 那覇・南部地区

会場：サムシング・フォー西崎「ノーブル」2階  
糸満市西崎町5-13-3 TEL098-992-0808  
日時：平成26年8月27日（水） 10:00～12:00

### 中部地区

会場：沖縄コンベンションセンター「会議棟」A1  
宜野湾市真志喜4-3-1 TEL098-898-3000  
日時：平成26年8月27日（水） 14:30～16:30

### 宮古地区

会場：ホテルアトールエメラルド宮古島「漲水の間」  
宮古島市平良字下里108-7 TEL0980-73-9800  
日時：平成26年8月28日（木） 14:00～16:00

### 八重山地区

会場：八重山建設会館  
石垣市字新川舟蔵2462-1 TEL0980-82-5351  
日時：平成26年8月29日（金） 10:00～12:00

- ※ 駐車場が限られておりますので、バス・タクシー等のご利用をお勧め致します。
- ※ どの地区でも参加可能ですが、できるだけ、会社所在地区でのご参加をお願いします。
- ※ 万一、説明会の開催時期に台風接近となった際は、建退共沖縄県支部ホームページにて説明開催の有無等の情報をお知らせ致します。